明治国家創成期の内政と外政 : 対朝鮮政策と内政との関連を中心に

諸,洪一 九州大学文学研究科史学専攻

https://doi.org/10.11501/3122889

出版情報:九州大学, 1996, 博士(文学), 課程博士

バージョン: 権利関係: 第二編 明治六年政変の政治過程

第一章 廃藩置県後の政治状況

第一節 太政官三院制改革をめぐる政治状況

明治四年七月一四日に断行した廃藩置県と同月二九日の太政官三院制の改革は、王政復古以来の維新政府の権力のあり方を大きく修正した。幕末・維新期における「国家的貢献度」や諸藩連合・公議与論によって成立した維新政府の権力構造は、薩長土三藩の献兵から成立した御親兵の武力を背景に断行された廃藩置県クーデタによって否定されたのである。廃藩置県クーデターは、綿密な計画から実行されたのではなく、突如として「賭け的に打ち出した窮余の一策」であり、権力内部に蓄積した矛盾と軋轢が、廃藩置県断行に踏み切る動因となったく1〉。先行研究は、維新政府が抱えていた構造的・政策的諸矛盾に、政府・諸藩対抗、君徳培養、帝都所在地の問題および外交、教育、軍事、民蔵分離問題などを挙げ、綿密な分析を行っているく2〉。

本章では、このような先行研究の成果を踏まえたうえ、廃藩置県後の政策的・制度的矛盾と各政治勢力の競合と対立の過程を、主として当時の政治家の政治的立場に焦点を合わせて分析する。ある政治家の政治的行動と発言は、その政治家の置かれた政治的立場と無関係ではありえない。むしろ、打開しなければならない自らの政治的立場を極めて明快に代介していることも多々あるのである。特に、内政・外交で未熟な維新初期の場合においての政治的行動と発言は、必ずしも政治家個人の緻密で長期的な政治的プランによるものだけではなかったように思われる。このような観点から、廃藩置県後の大きな政治的争点として浮かび上がった岩倉使節団の洋行問題と「約定書」の成立に、最も核心的な役割を演じた大久保利通を主な分析対象とする。留守政府の枠組みを作った「約定書」は、岩倉使節団の成立をめぐる競合と対立の結果を大いに反映したものであった。そして、

岩倉使節団・「約定書」の成立をめぐる競合と対立の重要な要因として、随所に見られる大久保の強引な洋行参加の願望を見過ごす訳にはいかない。大久保は、なぜ強引にまで洋行を願望したのであろうか。またその結果を大いに反映した「約定書」と大久保洋行参入の代償は、留守政府の枠組みをどのように規定したのであろうか。本章では以上のような問題を、廃藩置県を前後する時期に置かれた大久保の政治的立場に焦点を合わせて考察していきたい。

大久保は、周知の通り、西郷隆盛・木戸孝允と共に維新の元勲である。戊辰戦 争の終結と共に帰郷した西郷に代わって、長州を代表する木戸と共に維新政府に おける薩摩の利益を代弁していたのが大久保であった。薩長を代表する両人は実 務行政に直接関わることはなく、主として藩閥あるいは自派勢力の利益を擁護す る調整者の立場であり続け、政府部内における権力のバランスを維持してきたの である。明治三年六月、大隈の参議就任を阻止し、民蔵分離を成し遂げたのは、 多くの才子を抱え大蔵・民部省を掌握していた「木戸派」に対する大久保の牽制 に他ならなかった。主として民蔵分離合省問題と参議省卿兼任分離問題をめぐっ て競合していた大久保と木戸との関係は、西郷の上京を境にして微妙に変化して きた。廃藩置県に先立つ制度改革の大綱は「木戸(及び西郷)両人政府の本に立 其余諸省に下」りく3>、「諸省少輔以上参議迄廃官」く4>することであった。その 結果、六月二五日の西郷、木戸が薩長の均衡を保って各々参議に就任し、他の参 議と大久保は「諸省に下」る運びとなった。岩倉は、「諸省に下」って最大の役 所であった大蔵卿のポストを大久保に進めた。しかし、大蔵事務に不得手である ばかりでなく実務行政に直接携わるより調整者としての役割に終始してきた大久 保は、「是のみは真に目的相立兼」ると大蔵卿就任を拒んだ。大久保は「中務大 輔の辺ならは十分尽し見度」と「幾度にも」嘆願したのである<5>。 新設予定の中 務省の役割は未だ詳らかではなかったが、古代の太政官制から考えると、天皇制 国家における国家意思決定過程に深く関与する役所として想定されていたことは

間違いなかろう。一般の行政の長官ではなく、政策立案や国家意思決定において参議に併置できる新しい権力機構として、中務省入りが考えられていたのである。「中務大輔の辺」とは、公家の中務卿就任を予想したからであろう。しかし、中務省創設の見込みが立たないまま、二七日に大久保は大蔵卿就任を了承した。制度改革の詳細は未だ具体的には決っていなかったが、大久保の制度改革構想と予想は、年来の持論であった参議廃止あるいは参議・省卿兼任制の実現であった。少なくとも、大久保にとって、自らの大蔵卿就任は、制度改革完了するまでの過度的な措置として理解されていたと思われる。

しかし、廃藩置県を目前にして、中務省創設の見込みはなく、土佐の板垣退助 ・肥前の大隈の参議就任説が流れるだけであった。大隈の参議就任説について、 七月一三日の『大久保利通日記』は次のように記している。

「又々大隈等参議再任の「如何有之や岩公には甚御不同意の旨承此論大に御 尤にて小子に於て内々木戸へ異論終に合兼候故を以大を取て小を去るの趣意 にて差置候事にて若し内情を打出し申上候は、心動き可申候得共夫にては大 事の御運付兼候間程克御答申上置候段々御説得申上それならは無致方と御安 心有之候 | <6>

明治三年六月の「木戸派」による民蔵合省と大隈参議就任を阻止した大久保は、大隈参議就任に対して即時木戸に異論を提起したが、木戸も譲らなかった。廃藩置県の「大事」を翌日に控えていた大久保は、「大を取て小を去るの趣意」でもって大隈の参議就任を黙認せざるを得なかった。薩長土肥の均衡人事が行われるに至って、大久保の政治的立場はいよいよ窮屈になってきたのである。維新以来会計事務や大蔵事務に長く携わっていた大蔵大輔大隈の参議就任によって、大久保との地位は逆転され、形式的とはいえ大久保は大隈の制裁を受けざるを得ない立場に立たされたのである。大久保はこのような窮屈な立場を「大事之成るを目的にして小事を間は」なかったと、日記に記している〈7〉。大久保は、薩長土の軍

事力を背景とする西郷の強力な指導力に導かれた廃藩置県の「大事」のために、大隈の参議就任を始めとする制度改革の「小事」は犠牲にしたわけである。廃藩置県の「大事」が成る間は、「小事」の犠牲に対する政治的補償は期待できなかった。しかし、廃藩置県が実行されると、大久保は即時岩倉に「宮内辺」への転任を願い出て、木戸西郷にも転任の意思を強く主張したのである〈8〉。ところが、公家・旧藩主勢力が続々と退場する中で、宮内省は依然として公家の牙城でありつづけた。大久保の中務省、宮内省辺りへの転任は至難の課題だったのである。結局、「大事」のため「小事」を犠牲にした大久保の政治的立場はなんら改善されることはなく、大蔵卿という窮屈な地位に甘んじなければならなかった。さらに追い打ちをかけるように、大久保の持論とは相反する民蔵合省の議論が起こった。しかし、二三日の『大久保日記』は、「今日井上より民蔵合省の談を承る小子決心之趣有之内願致居候得共獲勘考可致」とあるうように〈9〉、かつて民蔵分離工作に尽力していた大久保は、民蔵合省に関心を見せ始めた。井上は、民蔵合省と大蔵卿就任をためらっていた大久保を執拗に迫ったようで、大久保は次のように述べている。

「井上より切に示談小子転任まてもいたし候得ははや夫限に而同人等も去る之外無之仍而御趣旨に就而いか様とも手足と成儘力可致候間趣旨承りくれとの 「なるよし」〈10〉

井上の執拗な説得に何等前途の展望を持てなかった大久保は、自らの持論であった小大蔵省論を曲げざるを得なかったのであろう。民蔵合省の二日前、大久保はついに受諾に至ったのである〈11〉。

「井上入来云々之談有之(中略)固よりと答へ請合候との「に而同行参朝直 に申出木戸始同意凡御内決明後日発表可致との事也」

大久保の大蔵卿就任には、もとより反対はなかった。大蔵事務を不得手とし、 小大蔵省主義を持論とする本人の意思が、大蔵卿就任をためらわせただけであっ たろう。このような大久保の大蔵卿就任の裏には井上の執拗な説得工作があった。 説得する側とされる側の両者の思惑は何だったのであろうか。

まず大久保は、西郷・木戸の参議就任に際して願望した中務省の創設と転任、 そして板垣・大隈の参議就任に際して願望した「宮内辺」への転任を、何れも果 たせなかった。また、廃藩置県の「大事」が成る間に行われた薩長土肥の均衡人 事による四参議の就任を了承せざるを得なかった大久保には、すでに残された選 択肢はなかったのであろう。そこに、井上の執拗な説得工作があった。井上は、 **廢藩後民部省への降格人事から大隈参議就任によって空席になっていた大蔵大輔** に再び戻っており、大久保のような大政治家を担ぎ出して巨大な大蔵省を築き上 げるのが、かねてよりの願望でもあった。このように、大隈・伊藤と共に「木戸 派」大蔵官僚として、大大蔵省主義を貫徹するため種々画策していた井上に対し ては、少なくない反対勢力が横たわっていた。安場保和を中心とする熊本藩から の大隈排斥運動と、「木戸派」を牽制するための由利公正の起用問題がそれであ る〈12〉。特に、人事面で木戸と対立していた西郷の推薦にかかる由利の起用問題 は、明らかに「木戸派 | 大蔵官僚に対する脅威であった。このような大蔵省をめ ぐる絶え間ない確執を調停するためにも、西郷・木戸に並ぶ大久保の大蔵卿就任 は必要であったろう。由利・安場とも太いパイプを持っている大久保の大蔵卿就 任は、廃藩置県と共に集権化計画のために予定された制度改革を完結させるため の最後の作業であった。他に選択肢を持たなくなった大久保に対して、井上は職 をかけて大久保の説得にかかり、制度改革は決着をつけるようになったのである。 廃藩置県直後の政局の不安を、制度・機構の改革と共にすばやく安定させよう とする政府は、二七日の民・蔵合省と井上の大蔵大輔任命、二九日の大久保大蔵

^{卿任命によって、 廃藩置県後最大の難問題に決着をつけ、太政官三院制の権力体}

制はその骨格を現した。太政官三院制改革は、明治三年以来の制度改革をめぐる

競合の一応の帰結点であった。それと同時に、維新の理念であった万機公論を根

底から否定し、強引な手段で廃藩置県を押し通した薩長土肥四藩による中央集権化のための制度的装置でもあった。この太政官制は、明治一八年の内閣制成立までさしたる変化なしに続けられ、憲法に代わって国家の権力構造を規定した唯一の典範として機能したのである。ここで、正院・左院・右院からなる太政官三院制の特徴を『法令全書』の中から見てみよう。

まず、正院は「天皇臨御して万機を総判し大臣納言之を補弼し参議之に参与して庶政を奬督する所なり」、「凡立法施政司法の事務は其章程に照して左右院より之を上達せしめ本院之を裁制す」とある。正院は、天皇が親臨して立法・行政・司法を司る最高(政策決定)機関として位置づけられていた。正院の首班たる太政大臣は「天皇を輔翼し庶政を総判し祭祀外交宣戦講和立約の権海陸軍の事を緩知す」る広範な権限を握っていた。太政大臣の権限事項を実質的に議判する機関としての参議は「大政に参与し官事を議判し大臣納言を補佐し庶政を賛成するを掌」ることが定められていた〈13〉。このような強大な権限を持って国家権力の頂点に立っている正院に、太政大臣三条実美の他薩長土肥の四人の参議(西郷、木戸、板垣、大隈)がそのポストについていたのである。

また正院に次ぐ機関として、左院は「議員諸立法の事を議」して「正院に上達」する立法機関として議長・副議長(後藤像二郎、江藤新平)が置かれた。右院は「各省長官當務の法を案し及行政実際の利害を審議する所なり各省長官次官之に任す」としており、各省の長・次官(卿・大輔)から構成された行政府として、実質的な政策立案と行政の利害を審議するところであった。しかし、参議・省卿の分離によって、各省の諸政策は正院の裁可と牽制を受けなければならなかった。このような行政の二元化と大大蔵省の問題は、明治六年の太政官「潤色」、参議省卿兼任制、内務省の創設という権力構造の変遷を惹起するきっかけとなったのである。

以上簡単に概略して見たが、太政官三院制はその権限・組織・構成からも正院

・左院・右院が併置されたのではなく、薩長土肥を中心とする正院が左・右院の 上に立って立法・行政・司法の最高決定機関として位置づけられていた。そして、 正院の構成員は薩長土肥の均衡人事によるものであり、その他左・右院を含んだ 大輔級以上の人員構成を見てみると、薩長土肥の割合は四・五・三・三(八月一 ○日現在)で、土肥に対してやや薩長の優位が表れている。特に、四藩以外の他 藩出身者の権力中心部への接近は許されなかった。なお、大隈はこの時期の最大 急務を「この三大難局(外務・財政・軍事)を裁理するの任に當らしむるに岩倉 を以ってし、大久保を以てし、山県を以てし、且大久保を佐くるに井上を以って す」としているように〈14〉、条約改正・財政確保・国家武力の確立を最大の急務 と見做していた。この「三代難局」を担当する卿・大輔の全てが、薩長出身者で あったことは注目に値する。また、右院の中の筆頭であり、「一国の政務の四分 通りを統轄する姿 | <15>となった大蔵省には、薩長の大久保・井上が各々卿・大 輔を占めた。要するに、廃藩置県による中央集権化とその制度的装置としての太 政官三院制の改革は、国家への「貢献度」による諸藩官僚の人選と諸藩連合によ る万機公論の原則を否定し、「皇国の柱石」たる薩長両藩による能率の極大化を 図ったものであった〈16〉。

しかし、前述の通り大大蔵省をめぐる軋轢や行政の二元化の問題などの矛盾は、 依然としてくすぶっており、その矛盾のどまん中に立たされていたのが大久保で あった。大久保と共に小大蔵省論を唱えた司法大輔佐々木高行は、その間の民蔵 合省と大久保大蔵卿就任について次のように記している。

「今般の改革後より、又々民部省は無用にて、大蔵省へ合併可然との論に定たり、是れは、高行もすべて預らぬ事なれ共、以前民部と分割する事に骨折りたる甲斐もなし、大久保大蔵卿も元来は分割論を主張したるに、早や元の如くなりたるか、以前はまだ民部大蔵の名目ありて、合せたる事なれば、漸々名而已にて存したるに、今般は、すへて民部の名目を廃し、大蔵にて内務

の事を取行ふ事になりたるは、以前より一層権力を附けたる道理にて、他日 必ス正院にて取し兼ぬるに至るべし、実に迂と云ふべし然しながら、当今は 大蔵省杯の勢盛ならば、迚も引戻ス事は出来まじ、右の如く屢改正は好まし からぬ事なれ共、致方なし」〈17〉

廃藩置県の「大事」は予想外の平穏のうちに成し遂げられたが、制度改革の面では紛争の余地を依然として残したままであった。大久保は、井上の執拗な説得によって不得手の大蔵卿に就任したが、実質的に大蔵省は大隈・井上ら「木戸派」大蔵官僚の手中に落ちていた。大久保は、これらの大蔵省に反発する反対派に対する防波堤の役割を、図らずも負われていた。一度「大事」のため「小事を間は」なかった大久保の政治的立場は、「一国の政務の四分通りを統轄」する大蔵卿就任によってでも、決して改善されてはいなかったのである。

太政官三院制に至るまでの大久保の政治的立場は、第一に、西郷の上京によって、藩閥の均衡上、薩藩利益の代弁者としての地位を譲らざるを得なかった。維新政府発足以来、薩長のリーダー格であった大久保と木戸は、一般行政の長官の職につくことはなく、自藩と藩閥間の利益の調整役として活躍してきた。この調整役を西郷に譲った大久保は、「大事」のため不得手な大蔵卿に押し上げられた。しかし、中務省または「宮内辺」への転任を図って、自らの窮屈な政治的立場を打開しようとした大久保の意図は、何れも実現できなかった。第二に、木戸と競合してきた制度改革構想の中で、行政の効率を高めるべく大久保が主張し続けてきた参議・省卿の兼任制(あるいは参議廃止)と民蔵分離の主張は、木戸の思惑通り(参議・省卿の分離)になって実現できなかった。第三に、明治三年六月、「木戸派」の牙城であった大大蔵省を大蔵・民部省に分離することに成功した大久保であったが、大限の参議就任、井上の大蔵大輔就任によって、事実上大蔵省は再び「木戸派」の牙城とされた。これまた木戸の思惑通りとなったのである。

このように、維新政府の中枢にありながら、主として政体構想をめぐって木戸

と対立してきた大久保の思惑は、太政官三院制改革にはほとんど反映されなかった。これは維新以来の木戸・大久保の権力争いの一つの決着であったが、大久保の「大事之成るを目的にして小事を問は」なかった結果でもあった。いずれにせよ、「小事」を犠牲にして、かつて自ら批判して止まなかった大大蔵省の長官として就任する羽目になった大久保の政治的立場は窮屈であった。依然として紛争の種をはらんでいた制度改革と、窮屈な形となった大久保の政治的立場は、折りしも登場していた条約改正問題と洋行問題に、新しい突破口を切り開こうとしていた。

第二節 岩倉使節団案の登場と大久保利通

条約改正問題がこの時期に登場したそもそものきっかけは、明治五年五月以降の条約改正の条項を盛り込んでいた安政五年(一八五八年)の「日米修好通商条約」の第一三条に因由する〈18〉。 沢宣嘉外務卿主導で明治三年から外務省条約改正掛で進められてきたこの問題は、廃藩置県と太政官三院制改革によって一時中断されたが、廃藩置県後これを受け継いだのが参議大隈であった。『大隈伯昔日譚』には、「其当時に於て敏腕豪膽なる大政治家の為へき大事業は、条約改正を含て他に之あらさりし」とあるように、廃藩置県後の最大の関心事は翌年に迫っていた条約改正問題であった。そして「余は此議を主張し(中略)閣僚としてもなしたる異存なく、一応は余か発議に決せり」とあり、廃藩置県後の条約改正事務は大隈の担当するところとなった。しかし、大隈が発議した条約改正事務は「其後頓て内閣の一大問題」となったのである〈19〉。

「内閣の一大問題」として洋行問題が最初に閣議に上がったのは、八月二〇日頃と思われる。一八日の『木戸孝允日記』にも、木戸は「訪大久保洋行の心事を談す」と記しているが〈20〉、大久保はさしたる関心を見せていなかった。廃藩置

県と太政官三院制改革のどまんなかに理もれていた大久保に、条約改正問題に関心を寄せることはできなかったのであろう。しかし、二〇日の大久保日記は、「御宮中外国使之議あり」と簡単に記している〈21〉。大久保は、この日初めて洋行問題に関心を示したのである。不得手な大蔵卿よりは、一般行政の長官よりは中務省あるいは「宮内辺」を願望して果たせなかった大久保にとって、条約改正のための洋行問題は、「敏腕豪膽なる大政治家の為へき大事業」として映ったのであろう。なお、翌日の大久保日記には、「外国使節見込御下問岩公御出第一外国使節の「分而御談有之」とあり〈22〉、外務卿岩倉と洋行問題について熟議していることが分かる。しかし、大限はすでに条約改正事務を担当しており、小規模使節団派遣計画を打ち出していた状況であった。したがって大久保が、洋行問題を自らの窮屈な政治的立場を打開するための好材料として政治問題化するためには、まず大限の洋行構想を阻止しなければならなかったのであろう。初めて洋行問題を熟議してからわずか五日後の二六日、大久保は岩倉にその間の洋行問題を熟議してからわずか五日後の二六日、大久保は岩倉にその間の洋行問題をめぐる状況を次のように報告している。

「兼て外国行云々之事昨朝参朝之節大隈へ何となく承候処内実は同人を条公へ被召迚も今日之処にて木戸也小臣也皆々相加候では即今弊藩之事も半途之訳にも有之決で不可然何れ全権之人を人被差出候は、それにて宜舗と之御趣意之由咄にて御座候尤板垣等も矢張り異論の様子に被聞申候」〈2.3〉

洋行論は、大隈を全権とする小規模使節団が三条の支持の中で進められていた。そして大隈の洋行案に代わって、大久保・木戸を主体とする新しい洋行構想もすでに活発化していたことが分かる。しかし、三条は、廃藩置県後改革されたばかりの政府の弱体化を憂えて、木戸・大久保等の洋行に反対した。このような大隈の洋行案に関するおおまかな情報をつかんだ大久保は、岩倉に「猶又御勘考」を促して、岩倉・大久保による大隈洋行構想の横取り陰謀は活発化したのである。そして九月初旬頃には大久保の洋行参入がほとんど決まったようで、一二日の『

大久保日記』は次のように記している。

「井上子より小子洋行の Tを懇に示談有之此過日小子の見込有之候処異論にて今日に成候処果して小子説に伏しいかにも感伏云々の趣にて山県両人にて尽力可致との事に候四字退出西郷子入来小子洋行云々の井上より相談有之同人にても此上は異論なしと申事にて安心いたし候」〈24〉

大隈に代わる大久保の洋行実現の障害になっていたのは、廃藩置県後の政府の弱体化を心配する三条や大隈ではなく、大久保洋行の場合その留守を守らなければならない大蔵大輔井上の反対であった。民・蔵合省による大大蔵省を実質的に牛耳るようになった井上に対する反発は、依然水面下でくすぶっており、これを抑えて政府のバランスをとっていたのが大久保であっただけに、大久保留守中の大大大蔵省の維持は困難だったのである。大久保・木戸などが、何の善後策もなしに外遊に出かけた場合、大蔵省をめぐる紛争は火をみるより明かであった。大久保を執拗に説得して大蔵卿に就任させた井上の本来の意図からも、大久保の洋行に簡単に同意するわけには行かなかったのである。ところがこの日、井上はこれまでの態度を改めて「感伏」しながら大久保の洋行に同意した。井上のこのような態度変化の背景には、大久保・木戸留守中の大蔵省に様々な政治的保証を取り付け、留守中の大蔵省と井上に対する左院・諸省からの反発を事前に防ぐ措置が講じていたからであろう。同日の岩倉宛大久保書簡はこのような井上の思惑を次のように伝えている。

「井上より今朝熟談之次第有之猶又閣下江篤と御話申上呉候様申入今日退出 より参昇之筈に御座候其趣意は段々近来之様子を熟察いたし候に大蔵省之権 盛んに相成是非不殺候では不相済みと申論説有之既に左院におひても彼是異 論相立布政使之事等に付正院江申立相成候とか仍テ将来を熟思洞察いたし候 に不日必らす不測之弊を生し又々御変革とか申事に相及可申其節に相成一両 人之進退等は素より顧念に足らす候へ共左様相成候得は必定不可救之事に立 至候は安中にて折角今日之御運に相成候を実に遺憾とも何とも難申就ては克

本勘考致候に是非他日を目的にして今日其治療を施し置不申候では誠に御大
事に候間過日来承居候小臣等洋行之事弥良法と被存候間木戸也小臣也断然御
差出相成候方可然と被存木戸江も談之上今朝西郷へ山県井上両人参候で厚遂
示談候由西郷も利害得失之論を聞致同意候由乍板垣之処いか、可有之候哉と
申居候由尤右之御運に相な候得は其留守中之処廃藩立県之始末丈之事をなし
何事も手を引き大蔵省におひても人選等之権は凡て正院に御握り左院は閉局
同様にいたし度と之趣に御座候此事板垣いか、あらんと西郷も案居由右は誠
に幸之機会と相成為全国此上なしと大悦仕候尚又井上より篤と御聞取被下此
上御賢慮を以配慮被下度奉願候」<25>

この書簡は、大久保と井上との「今朝熟談之次第」を伝えているのが主な内容で、これに大久保の意見を加えて報告している。 井上が要求した政治的保証とその背景は、およそ次のようなものであったと察せられる。

まずは、廃藩置県によって中央政府の地方に対する画一的支配は完成されたが、そのことはまた内政の整備に取り組む諸行政機関の機能が拡大されることを意味していた。 財政権と地方の行政権などを握っていた大大蔵省に対する諸省からの 反発や権限配分の要求は必然的であった。 また民・蔵合省に反対し、 小大蔵省論を唱える土肥勢力の拠点でもあった左院 (議長後藤、副議長江藤) は、 大蔵省の権限を半減するための内務省創立の動きさえみせていた(26)。 このような諸反発をいかに抑えるかが、 大大蔵省主義を貫徹するために井上が必要としていた政治的保証の対象であったろう。 具体的には「其留守中之処廃藩立県之始末丈之事をなし、何事も手を引き大蔵省におひても人選等之権は凡て正院に御握り、 左院は廃局同様」とするのが、 井上の要求であった。 要するに、 井上が構想していた留守中の政府は、 現状凍結の最小限の政府にすることであった。 この条件には、 大久保も「為全国此上なしと大悦」したので両者の利害はほとんど一致し、 大久保

洋行の障害は除かれたのである。

井上はこのような政治的保証の上で、大大蔵省の前提でもあった財政確立のための緊縮財政を貫くため諸省の近代化政策の一時凍結を画策した。左院の「廃局同様」と右院の一連の改革政策の一時凍結は、財政の確保(銀本位制準備)や大蔵省の安定につながり、さらには留守中の井上のリーダーシップにも直接つながるものであった。また、廃藩置県の大改革が行われたばかりの明治政府において、その首脳たちは急激な改革よりは現状を維持して行くことに、ある程度の合意を持っていたのであろう。しかし、大久保のもう一つの「大悦」は、廃藩置県を前後して行われた制度改革の中で強いられた窮屈な政治的立場を、自ら画策して実現させた洋行案によって改善するようになったことに対する素直な喜びでもあったろう。洋行にかつてない執念を見せていた大久保は、「他日を目的」として新しい洋行構想を練り始めたのである。

このように薩長間の調整だけで進められた大限洋行論の横取り陰謀は、異常にも順調に進んで、九月初旬ごろには大限洋行論は影を隠してしまった。肥前出身という政治的劣勢と大限の穏健な政治的性向のためであろうか、薩長の支持をもって画策する大久保の洋行に対する願望は、難なくその目的を達成した。しかし、この目的を達成するためにはなによりも井上の同意が不可欠であったので、井上のために取り付けた様々な政治的保証は、井上の政治的立場を益々強化させる結果となった。大限宛五代友厚の書簡は、「ある人の急に井上の勢飛鳥も落る、其所置清盛に似たり」と<27>、井上の権勢ぶりを伝えているほどである。

しかし、民蔵合省を画策して自ら大輔に就任し、大久保の洋行条件のため益々 強力なリーダーシップを握るようになった井上は、早くも大蔵省内部で反井上派の反発に直面するようになった。一〇月五日の『大久保日記』は、大蔵省をめぐる粉糾を次のように記している。

「西郷子へ訪大蔵省中段々議論有之安場子より□論の□に付示談承候則小生

安場子へ訪厚及談合三岡(由利)云々示談」(28)

能本藩小参事から大蔵大丞となったばかりの安場保和は、公然と井上の独走ぶ nを非難しながら、大久保留守中の大蔵卿として東京府知事由利公正を押し立て ようとしていた。由利の大蔵省起用問題は、すでに民蔵合省以前より「木戸派」 大蔵省に対する反対派の切札として存在していた。この問題は、井上の大蔵大輔 就任、大久保の大蔵卿就任によって一段落し、由利は東京府知事に就任すること となった。しかし、井上を標的とするこの由利大蔵省起用問題が、「飛鳥も落」 るくらいの権勢を誇るようになったこの時期に、再び政治問題として登場してき たのである。したがって、井上にとって、三条・岩倉および薩長の関係者の間で 交わされた口頭による合意は、すでに留守中の井上大蔵省に対する政治的保証で あり得ないことが明らかになった。安場の由利大蔵省起用問題は、井上が要求し ていた政治的保証の中の「大蔵省におひても人選等之権は凡而正院に御握り」と の条件が、全く機能し得ないということをあからさまにしたのである。大久保留 守中の大蔵省の紛糾は火を見るより明かとなった。ここで井上は、「進退を決」 する覚悟で大久保の洋行を阻止しなければならなかったく29>。 自ら画策して洋行 実現を目前にしていた大久保は、太政官三院制の最大の問題であった大大蔵省問 題が、決して根本的に解決ではなく、自らの大蔵卿就任によって一時的に均衡を 保っていたことを実感しなければならなかったのであろう。いずれにせよ、この 問題を解決するためには、大久保が洋行をやめるか、若しくは井上の要求の通り 確実な政治的保証を取り付けておくのかの選択以外はなかった。しかし、洋行に なみならぬ強い執念を持っていた大久保は、井上が提示した条件を呑む他はなか った。大久保は、早速岩倉そして安場・由利の背後にあった西郷に働きかけ、井 上のために尽力しなければならなかった。西郷の推薦にかかる由利と、大久保と 太いパイプを持っていた安場の井上に対する反発を収めるため、大久保は岩倉に 次のように述べている (一〇月九日)。

「昨日西郷談判の上井上へ及示談候処昨夜御聞の通にて同人の意底も無理ならす旦は此人は手上に参り不申候では御しにくい人体は兼て相察居申候間態と致同意即座に御殿へ同行申合成否を天に任せで断然打破の策に一方に決して出頭仕候故先を駆け十分暴言吐露仕候次第不悪御汲量可被仰付候木戸の論にも井上の申通に左院も右院も止るとか何とか申事は迚も不被行訳にて余り手強ひと申事は昨日も内話承居候、退出より木戸にも井上に参候で与程愉快も致し候趣に被聞申候得共、井上は一図に持張り木戸にも不承知を申たる由し同人咄に御座候(中略)甚乍不本意従前之行懸りを以何く迄も井上を助る論に帰申候世上之事是か非か更に弁別も出来不申候御憐察奉仰候」(30)

大久保は、「進退を決」するつもりで大久保の洋行を阻止しようとする井上の 言動を、「無理ならす」と同感せざるを得なかった。しかし、井上はかたくなに 「左院も右院も止る」等の極端な措置を条件にしていたので、そのような井上の 「手強」さには木戸も大久保も呆れるほどだったようである。しかも、薩長藩閥 の利益を除けば、井上より安場との人的つながりが密接であった大久保にとって、 ある「一方に固着」することは「弥六かしい」ことであった。とにかく、大久保 の洋行を実現するためには、井上が「手強」く主張している「右院も左院も止」 るくらいの措置に妥協する他はなかったのであろう。洋行に執着する大久保は、 三条、岩倉、西郷そして山県などに「何く迄も井上を助る論」をもって、調停を 頼まなければならなかった。「不本意」でありながらも「何く迄も井上を助る論 に帰」せざるをえなかったのは、ようやくたどり着いた自らの洋行を実現するた めの強い意思表現に他ならなかった。また、自らの洋行実現のために無理を通さ ざるを得なかった大久保は、「世上之事是か非か更に弁別も出来」ないと心境を 吐露し、岩倉に「御憐察奉仰」しかなかった。井上の不満は、同日の大久保宛の ^{書簡に「元来西郷先醒も大蔵省の御懸念を生瓦解抔と冷し候は定て安場より起り} 候事と推察罷在候、安場少々御互とは流義も相違の者と於私も愚考候間、於老台

如何被思召候哉」とあるように、安場に対する不満に他ならなかった。したがって、井上は「同人(安場)は租税権頭歟又は土木頭歟へ転任被仰付候ては如何に候哉」と、大久保に解決策を提示したのである〈31〉。このよな大久保と井上の掛合は、一六日になってようや〈妥協に至ったようで、同日の大久保日記は次のように記している。

「井上へ訪小生に於ても断然決着之趣旨を以反覆之論に及候処終に解心此上 彼是申候て小生江対し不相済事故西郷江云々談し度其上同人御引受に有之と 之事に候へハ兎角不申上云々に付安心いたし直に西郷江訪形行相咄置吉田江 訪帰此度之悶着不可言之混雑にて殆んと瓦解に至らんとする之際なり幸に井 上承諾して使節之趣意を全ふするを得たり」〈32〉

井上の「手強」い反発は大久保の説得だけでは済まず、西郷の「引受」が必須条件であった。西郷が「引受」た井上の提示した条件とは、まず西郷の推薦にかかる由利の大蔵省起用問題を抑え、西郷が大久保の代わりに大蔵省の面倒を見ることであった。この件については、大久保はすでに西郷にも「井上を助る論」を説得していたので、自らの洋行が実現するようになったことに安堵しているのである。一七日の大久保日記は「今朝西郷子井上氏入来昨夜西郷子江井上より示談の件々凡西郷氏同意引受んとの「にて只今人撰之事困却之次第」云々とありく33%、安場の由利大蔵省起用問題は西郷の譲歩によって一段落した。西郷が「引受」けるようになったのは大蔵省の面倒を見る大蔵省御用掛就任であった。民蔵合省をめぐる混乱が大久保の大蔵聊就任によって一応決着したように、大久保留守中の大蔵省の面倒を筆頭参議西郷がみることによって、井上の「手強」い反発は一応収まったのである。大久保の大蔵聊就任がそうであったように、西郷の大蔵省御用掛就任も、井上と大蔵省に対する反発を抑える調整者の役割を担ったことはいうまでもない。安場と由利の背後にあった西郷の大蔵省御用掛就任は、井上と安場の対立を調停する役割に他ならなかった。要するに、民蔵合省の際の大久保の

役割を、洋行に際して西郷が肩代りした結果となったのである。

大久保の盟友であり大久保洋行参入のため早くから骨を折っていた西郷は、「 井上より示談の件々」を「引受」けて、大蔵省内の反井上勢力の筆頭であった安 場を一八日付で租税権頭に転任させ、ついには使節団随行員として外遊に出すよ うになった。大久保の洋行に対する願望は、井上と西郷を野合させる結果となっ たが、決して井上大蔵省に対する根本的な解決策でなかったことはいうまでもない。井上は、筆頭参議西郷の大蔵省御用掛就任によって反対派を排斥する一方、 洋行後の留守政府のあり方に関する確実な保証を必要としたのである。

第三節 約定書の成立をめぐる政治的対立

井上は、大久保の洋行論に「感服」しながら同意した翌日の九月二三日、大久保に書簡を宛て洋行同意のためのいくつかの条件を提示していた。

「被仰聞候件々逐一奉感佩候、充分尽力可仕覚悟に五座候、昨夜岩公より帰路直に大隈へ対談仕候処、同人大きに同意、是非とも西郷先生より板垣迄御説明有之候得は万々可致候との事に候、併只々留守番の者大分迷惑にも候間、来六月には是非御帰国、大隈始め弟抔洋行相成候様は今日より一ヶ条の懇願に候間、此辺老台充御尽力置奉祈候、勿論愈御評決に候得は御留守番の長官杯は聖上の御前において血盟協心同力と申様相成度事は言を不待候」〈34〉井上の提示した条件は、来年六月までの使節団の帰国、その後の井上と大隈の交替洋行実現、内政に関する「血盟」などであった。「来六月」まで「御帰国」とあるのは、最初の使節団の旅程計画が一〇ヶ月以内であり、実際岩倉使節団が予定していた期間も「滞在日数並に旅行日数合して十ヶ月半」程度であって〈35〉、旅程は一年以内と設定されていた。そして、井上が掲げた条件の重要なポイントは、「留守番の長官抔」の「御前」での「血盟協心同力」を誓うことであった。

「血盟」の内容と方法は、九月二十二日の岩倉宛て井上書簡に見られる。

「第一、条約期限延引年限七箇年位に無之ては内務改革行届間敷候事、第二、条約を改正し同等の権利を保全せんと欲せば期年中内務整粛を必するを大肝要とす、但し正院各省左院右院等の事務施設の順序法則等、各国施行の実際を見聞し我国の形勢を推考し人情を察し大に物事の法則を立つるを主要とす、尤も其人を得ざれば施行する能はざるが故に、方今其職に当たる人を選み順序を以て枢要の事務を取調ぶるを急務とす、第三、方今内務枢要の事務は分課を立て使節外に洋行の事(中略)第四、凡来六月頃迄には使節並に分課取調の人員も帰国各事務に任ずべきこと、第五、凡て帰朝の上は留りて事務担当の官員交替直に洋行の事、第六、帰朝迄は新規の改革を始めず方今の姿を以て維持するを主とし、来六月帰国の上大に施行の事、第七、廃藩置県の始末を着るを要とする事、第八、左院も大に起すを主とする故、先方今人員の外多く増員を不為事、第九、右院は三八集会内儀の事、第十、長官無き省は参議より兼務の事」(36)

井上は、条約改正交渉に至るまで少なくとも七ヶ年を必要としており、条約改正に不可欠な課題として「内務整粛」を掲げている。「内務整粛」の主たる担当者は、国内で育った改革派官僚よりは、井上、大隈などを含めて主として洋行帰りの枢要の事務担当者であった。井上の洋行構想の背景には、自らの交替洋行が終わるまで現状を凍結し、自ずと大蔵省が主導すべき「内務整粛」に、洋行帰りの大勢の実務官僚を取り込み、洋行後の改革の主導権を握る思惑があったといえよう。第六条以下は、洋行の間に取るべき現状凍結のために、井上が要求した内政に関する諸々の措置である。九月一二日に大久保が伝えている「其留守中の処廃藩立県之始末丈之事をなし」、「大蔵省におひても人選等之権は凡て正院に御とり」、「左院は廃局同様にいたし度」という条件の具体的表現と言えよう。但し、左院に関しては、後に木戸が「何分にも左院丈けは早急御きまり相立度」と

しているように(37)、木戸の意向に配慮して人事の凍結に止まっている。そして、このような条件を「機密」扱いして、「機密」を漏らさないため「外より種々異論」を遮断したまま、限られた数人の要人(洋行案に関わる各種の史料から、三条、岩倉、西郷、木戸、大隈、大久保、井上など)の間で議論されていたことが分かる。さらに井上は、密室で議論された「血盟」を「明後日」のうちに纏めたうえ(廃藩置県の発表がそうであったように)各省の長次官を召集して「御前」で電撃的に発表する強引な手法を考えていた。

しかし、井上が提示した「血盟」の取り決めも電撃的な発表もすぐには行われなかった。井上が「血盟」案を提示した「明後日」、三条は「昨日評議の通に有之候得は井上の議論とは聊相違にも可有之」と伝えているように、すぐ翌日に行われた評議は、井上の「血盟」案と「相違」をみせていた。また二七日の木戸日記には、「今日洋行論に付又紛紜あり、実に過日来板垣の議論甚困迫」とあるように〈38〉、薩長の思惑ばかりが目立つ洋行案に対する「過日来」の板垣の反発も、根強〈存在していたからであった。しかし、このような「相違」と反発にも関わらず、三条が「大久保大蔵卿洋行被仰付候上は大蔵省の処井上少輔専任無之ては同省の事務相挙不申、就ては同人義能々納得不仕候では如何と懸念」としているように〈39〉、基本的に大蔵省における井上の「専任」を前提としていた。これは一〇月五日の段階になって、「井上の勢ひ飛鳥も落る」と言われるくらいだったことからも容易に推察できよう。

ところが、五代友厚が「井上の勢ひ飛鳥も落る」と伝えたその当日に、安場の 由利大蔵省起用問題が噴出した。この一件は、民蔵合省前の大蔵省をめぐる紛争 を再現し、井上が最も重点を置いた大蔵省の人事の凍結と「長官なき省は参議よ り兼務之事」の条件に真っ向から挑戦するものであった。「血盟」の取り決めと その発表が遅れるなか、「血盟」案の最も核心部分を脅かされた井上は、要路に 対して「左院も右院も止る」などの「手強」い抵抗をしたわけである。井上は、 由利大蔵省起用問題が存在する限り、大蔵卿大久保は是非とも止めて置かねばならなかった。「感伏」しながら同意した大久保の洋行を、一転して「進退を決」する覚悟で止めなければならなかった由縁である。しかし、大久保の洋行への強い願望は、西郷をして井上の要求した条件をおおよそ「引受」させ、引いては以前よりの井上の要求であった長次官らの「御前」での「血盟」の誓いに至ったのである。このような経過を経て生まれたのが、留守政府の役割と権限などを定めた「約定書」であった。

「第一款

御国書並遺使の旨趣を奉し一致勉力し議論矛盾目的差違を生す可らす

第二款

中外要用の事件は其時に互に報告し一月両次の書信は必缺く可らす

第三款

中外照応して事務を処置する為め特に大使事務管理の官員を命して之に従事 せしめ来歳大使帰国の上は中朝事務に任する官員と共に理事官等に交代し外 国へ派出せしむへし

第四款

大使使命を遂け帰国の上は各国に於て商業及考案せし条件を参酌考定し之を 実地に施行すへし

第五款

各理事官の親見習学して考案せし方法は酌定の上順次之を実地に施行し習学 了らさる者あらは代理事官之を引請完備ならしむへし

第六款

内地の事務は大使帰国の上大に改正するの目的なれば其間可成丈新規の改正 を要す可らす萬已むを得しして改正する事あらは派出の大使に照会すへし 第七款 廃藩置県の処置は内地政務の純一に帰せしむへき基なれは条理を逐て順次其 実行を挙け改正の地歩をなさしむへし

第八款

諸官省長官の欠員なるは別に任せす参議之を分任し其規模目的を変革せす 第九款

諸官省とも勅奏判を論せす官員を増益す可らす若し已むを得すして増員を要 する時は其情由を具して決裁を乞ふへし

第一〇款

諸官省とも現今雇入外国人の外更に雇入れ可らす若し已むを得すして雇入を 要する時は其情由を具して決裁を乞ふへし

第十一款

右院定日の会議を休め議すへき事あるに方では正院より其旨を下し毎会議日 を定むへし

第十二款

款内の条件を遵守して違背すへからす此条件中若し増員を要する時は中外照 会して之を決すへし

(以下、各省大輔以上一八名の署名)」(40)

「約定書」は、締結の経過から考えても、井上の思惑を大幅に反映していることはいうまでもない。この「約定書」を九月二二日の井上の「血盟」案と比較してみると、第五款までは「血盟」案の第五までとほぼ同内容である。洋行帰りの枢要の事務官僚が中心になって、「内務整粛」を進めるといった実務的な洋行本来の目的を唱っている。第六・七款も「血盟」の第六・七条とほぼ同内容で、留守中の廃藩置県の後始末とそれに関する権限だけを認めている。第八款以降においても「血盟」案で唱っていた左右院の機能の大幅な縮小制限と新しい人事の凍結を具体的に表現しており、井上の「血盟」案はほとんどそのまま「約定書」に

反映されていたといえよう。そして各省大輔以上一八名の署名によって「御前」での発表を済ましたのである。井上の思惑通りに運ばれた「約定書」と西郷の大蔵省御用掛の役割が難なく機能している間は、「井上の勢ひ飛鳥も落る」くらいだったのであろう。

しかし西郷が、大久保の洋行参入実現のために井上が提示した諸条件を「引受」 て、大蔵省御用掛に就任したことは、その場凌ぎの措置に過ぎなかった。『佐々 木高行日記』は、西郷と井上との関係について次のようなことを記している。

「昨日餞別の席にて、西郷大先生井上馨へ盂を以て三井の番頭さん差上ると相廻したる由、或人来り云ふ、昨日板垣の内談と符合す、留守如何哉と懸念す」〈41〉

「約定書」と共に留守政府を維持していく要であった西郷と井上のこのような関係から考えると、すでに留守政府の枠組みの一角は崩れ落ちていたといえよう。したがって、使節団帰国までのおよそ「十ヶ月半」の間に「約定書」がきちんと機能することだけが、井上大蔵省と留守政府の安定のための唯一の保証であった。最後に、約定書の成立と共に最終的に確定された岩倉使節団の構成を見てみよう。特命全権大使右大臣岩倉具視(公)、副使参議木戸孝允(長)、同大蔵卿大久保利通(薩)、同工部大輔伊藤博文(長)、同外務小補山口尚芳(肥前)を全権使節とする岩倉使節団は、外交交渉を実質的に担当する書記官七名、欧米先進文明の視察の任務を主とする理事官が七名、その他これに従う随行員を合わせて総勢四八名に上る。また、同行する留学生の数を合わせるとおよそ百名に近い大規模の使節団であった〈42〉。これは大隈の最初の洋行構想であった「全権一人」云々とは打って変わった結果となった。このような岩倉使節団成立の背景を、大隈は次のように語っている。

「蓋し、使節派遣の事は、素と余の発議にかかり、余は進んで使節の任に当 たらんことを望み、且時の内閣の大立物、政治の原動者として重望を嘱せら る、木戸大久保の如きは、留りて内政の整理に尽瘁するこそ宜からんと思ひしに、世は以外の点に結果を見るものにて、留まるへしと思ひし木戸、大久保は留らすして外に出て、往かんと思ひし余は往く能はすして内に留り、内外の衝に当りて其実権実務を掌握刷るの大任を負はさるへからさるに至りしこそ是非なけれ(中略)始は単に条約改正のことのみを以て惟一の目的と為せし使節派遣も、今は内政と外交とに関する幾多の目的を以て決行せらる、こと、為りたり」<43>

大隈が語っている岩倉使節団の「内政と外交とに幾多の目的」とは、何だったのであろうか。維新戦争の大混乱をようやく収拾したばかりの新政府において、最も重要な事務は、大隈も指摘している通り、「三大難局」即ち軍事、財政、外務のことであった。岩倉使節団の成立によって、この三大難局はどのように配分されていたのかを見てみよう。第一に、外交問題は、いうまでもなく、岩倉使節団の全権事務であった。全権使節を出身別に見てみると、公家(1)長州(2)薩摩(1)肥前(1)であったが、岩倉を薩派と見なして考えると、全権使節団は薩長によって占められていたといっても過言ではなかろう。廃藩置県後の重大問題であった条約改正事務の主導権を握ったのは薩長の藩閥であった。第二に、内政改革の最重要課題として大蔵省の全権事項であった財政問題は、井上の「専任」するところとなり、大限、渋沢栄一などの「木戸派」官僚の活躍が顕著であった。第三に、維新戦争と廃藩置県改革を推進し、明治国家存立のための原動力であった軍事は、兵部大輔山県(卿は不在)の管轄となり、その背後には実質的に兵隊をコントロールしていた西郷(明治五年七月、近衛都督・陸軍元帥となる)がいた。

このように、廃藩置県後の三大難局を主導したのは、ほとんどが薩長藩閥であった。特に、留守政府の要である軍事と財政の両大事務は、長州の山県・井上が管掌し、近衛都督・大蔵省御用掛西郷が背後にいて、留守政府の権力体制を維持していた。要するに、「そと」に出たのも薩長が中心であれば「うち」に残って

中耳を取っていたのも薩長が中心であった。また約定書が規定しているように、 留守中の現状維持を強いることも、使節団帰国後に行われることとなった諸改革 も、主として薩長の役割に預かるものであった。板垣の岩倉使節団に対する根強 い反発や大隈の語る岩倉使節団の「内政」に関する「目的」は、このような薩長 による主要な権力の独占に対する批判であった言えよう。

小括

廃藩置県を目前にして構想されていた制度改革の一つに、薩長あるいは薩長土肥の均衡人事の構想があった。この均衡人事の実行の結果、維新政府内で木戸と共に薩長を代表していた大久保は、不得手な大蔵卿の地位に甘んじざるを得なかった。大久保はこの窮屈な政治的立場を打開するため、中務省の創設と宮内省への転任などをしきりに願望したが、いずれも果たせなかった。しかも、制度改革構想は太政官三院制改革によってその骨格を現したが、改革の骨子であった民蔵合省は、従来大久保が反対して止まなかったことであり、なおさら大大蔵省の長官に就任することとなったことは、大久保の政治的立場を益々窮屈なものにしたに違いなかろう。

大久保が、このような窮屈な政治的立場を打開するための活路として求めたのが、折しも具体化しつつあった条約改正のための洋行案であった。しかし、「一国の政務の四分通りを統轄」していた大蔵卿大久保の洋行を実現するためには、いくつかの条件をクリアしなければならなかった。まず、大隈の洋行構想を横取りするのは難なく奏功したが、大久保留守中の巨大な大蔵省を誰が如何に安定的に維持し得るかの問題は、依然大久保の前に横たわっているままであった。この問題をクリアするためには、ひとまず留守を守る要であった大蔵省の井上に相当の権限を委任しなければならなかった。井上に反発する安場の由利大蔵省起用問

題が再び噴出した時、この問題は具体的に表面化し、井上は大久保の洋行阻止のため働きかけなければならなかったのである。安場とは太いパイプを持っていた大久保は、「不本意」ながらも「何く迄も井上を助る論」に走らざるを得なかった。廃藩置県の「大事」のため「小事を問」わなかった結果窮屈な立場に立たされた大久保は、洋行参入問題においては一歩も下がろうとはしなかった。しかし、反対派の攻撃に晒されていた井上を説得するためには、しかるべき措置を講じなければならなかった。その一つが、「井上より示談の件々」を西郷が「引受」ることであり、もう一つが井上の主張を大幅に取り入れた「約定書」の締結であった。筆頭参議西郷の「引受」と「約定書」の主な趣旨は岩倉使節団帰国までの留守政府の現状凍結であった。結局留守政府の枠組みは、大久保の強引な洋行参入のための条件として具体化された、西郷の「引受」と一〇ヶ月半の期限付の「約定書」によって保証されるようになったのである。

- 1)福地惇「廃藩置県断行過程の実相」(『年報 近代日本研究』14、山川出版社、 一九九二年)
- 2)宮地正人「廃藩置県の政治過程」(坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』山川出版社、一九八五年)
- 3)『大久保利通日記』下巻(以下『大久保日記』下のように略す。日本史籍協会、 -九二七年) -七三頁、明治四年六月二三日。
- 4)同上、六月二四日。
- 5)『大久保利通文書』第四(以下『大久保文書』4のように略す。日本史籍協会、 -九二八年)三〇七-三一一頁、岩倉宛大久保書簡、明治四年六月二四日。
- 6)『大久保日記』下、一七八一一七九頁。
- 1)『大久保日記』下、一七八頁、明治四年七月一二日。

- 8)『大久保日記』下、一七九頁、明治四年七月一五日。
- 9)『大久保日記』下、一八〇頁。
- 10)『大久保日記』下、一八〇一一八一頁、明治四年七月二四日。
- 11)『大久保日記』下、一八一頁、明治四年七月二五日。
- 12)関口栄一「廃藩置県と民蔵合併」(『法学』43·3、一九七九年)参照。
- 13)内閣官報局編『法令全書』明治四年(原書房、一九四四年)、二九八-三〇五 頁。
- 14)円城寺清『大隈伯昔日譚』(早稲田大学大学史編集所、一九七二年)、五五七頁。
- 15)同上、五五六頁。
- 16)宮地正人「廃藩置県の政治過程」(坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』、山川出版社、一九八五年)参照。
- 17)東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐々木高行日記』五(東京大学出版会、 -九七四年)、一七〇-一七一頁。
- 18)外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻(原書房、一九六五年)、文書二〇頁。「第十三条 今より凡百七十一ヶ月の後(即千八百七十二年七月四日に当たる)双方政府の存意を以て両国の内より一ヶ年前に通達し此条約並に神奈川条約の内存し置くヶ条及ひ此書に添たる別冊共に双方委任の役人実験の上談判を尽し補ひ或は改る事を得へし」
- 19)前掲『大隈伯昔日譚』、五六六頁。
- ²⁰⁾『木戸孝允日記』第二(以下『木戸日記』2のように略す、日本史籍協会、一九三二年)、八九頁。
- 21)『大久保日記』下、一八五頁。
- 22)同上
- 23)『大久保利通文書』第四(以下『大久保文書』4の様に略す。日本史籍協会、

一九二八年)、三五八一三五九頁。

- 24)『大久保日記』下、一八八一一八九頁。
- 25)『大久保文書』4、三八〇一三八一頁。
- 26) 勝田政治「内務省の設立」(『日本史研究』327号、一九八九年)参照。
- 27)日本経営史研究所編『五代友厚伝記資料』第一巻(東洋経済新報社、一九七一年)、一五七頁、明治四年一〇月四日。
- 28)『大久保日記』下、一九二頁。
- 29)同上、明治四年一〇月八日。
- 30)『大久保文書』4、四〇一一四〇四頁。
- 31)『大久保関係文書』一、大久保宛井上書簡、一〇月九日。関口栄一「岩倉使節団の成立と大蔵省」(『法学』43·4、一九七九年) 一七頁より重引。
- 32)『大久保日記』下、一九四頁。
- 33)『大久保日記』下、一九四一一九五頁。
- 34)『大久保関係文書』一、大久保宛井上書簡、九月一三日。関口「岩倉使節団の 成立と大蔵省) --頁より重引。
- 35)大久保利謙『岩倉使節の研究』(宗高書房、一九七六年)、一〇五-一〇六頁。
- 36)『伊藤博文伝』上巻(原書房、一九七〇年、復刻)、一〇一〇 一〇一二頁。
- 37)『大隈重信関係文書』第一(以下『大隈関係文書』1のように略す。日本史籍 協会、一九三二年)、四一五頁、大隈宛木戸書簡、明治四年一〇月一二日。
- 38)『木戸日記』2、九月二七日、一〇三頁。
- 39)『大隈関係文書』1、四〇四頁、大隈宛三条書簡、明治四年九月二五日。
- 40)同上、四〇八一四一三四頁、明治四年一一月。
- 42)前掲『岩倉使節の研究』、九五一九八頁参照。
- (3)前掲『大隈伯昔日譚』、五七一-五七二頁。